

令和7年2月18日

犬山市長 原 欣 伸 様

犬山市下水道事業経営戦略改定審議会
会長 岡田 和明

犬山市下水道事業の経営に関する審議について（答申）

令和6年7月29日付け6犬下第103号にて諮問のありました、犬山市公共下水道事業の経営について、今年度計4回に渡る本審議会において慎重に審議を重ねた結果、別添の犬山市下水道事業経営戦略と併せて結論を得ましたので答申をいたします。

前回の答申（令和6年3月19日付け）では、地方公営企業法を適用する犬山市下水道事業は、汚水処理に要した費用の全額を使用料で賄うこと（経費回収率100%）を目指していますが、経費回収率は約7割という現状や今後の状況も鑑み、「早急に経営の在り方を見直す必要がある」と結論付けました。

今年度新たな諮問を受け、審議会といたしましては平成元年以降大きな改定を行っていない現在の下水道使用料体系では、今後も汚水処理に係る経費を賄うことはできず、全国平均、愛知県平均と比較しても低い犬山市の経費回収率の向上を達成することは困難であると判断します。

下水道事業は、過去から現在まで不足する収入を補うため市税を財源とする一般会計からの繰入金を受けることで維持されてきました。

そして、今後予想される人口減少や節水型社会への移行など時代の変化により、下水道使用料収入の増加は期待できないこと、並びに今後下水道施設の老朽化に伴う維持・更新費用の増加も見込まれ、下水道事業の経営環境は一層厳しさを増すことが想定されます。

課題である経費回収率の改善のため、下水道事業者が実施する取り組みとして、①接続率の向上、②不明水対策、③広域化・共同化及び④民間活力の検討などが挙げられます。この4つの取り組みに関する内容、数値目標及び達成時期は、経営戦略へ明記され、今後、確実に事業者の経営努力がなされると考えます。

しかしながら事業者がこれに取り組んだとしても、犬山市下水道事業の経費回収率100%の達成には至らないと判断します。

これらの状況を総合的に踏まえた結果、将来にわたり生活環境の改善、公衆衛生の向上に寄与していく下水道事業の持続的かつ安定した事業経営を維持していくためには、下水道使用料の改定は避けられないものであると結論付けます。

なお、使用料の改定については地域経済や、市民生活への影響を踏まえ下水道使用者に急激な負担増が生じないよう次のとおり改定するのが妥当であると判断します。

1 下水道使用料の改定について

(1) 改定回数及び時期

- ①令和8年4月、令和11年4月からの累計2回の改定により下水道使用者への急激な負担増を軽減すること。

(2) 下水道使用料改定率

- ①1回目の改定となる令和8年4月に全体で25%、2回目の改定となる令和11年4月からさらに25%(累計50%)の改定を行い、経費回収率100%を目指すこと。

(3) 下水道使用料料金体系

- ①基本使用料、従量使用料の2部使用料制及び累進使用料制を維持すること。
- ②基本水量については、基本水量に満たない使用者について公平性が担保されていない現状を鑑み廃止すること。
- ③犬山市の下水道使用分布から、使用者の割合が最も多い(20 m³/月)未満の区分について一定の軽減を適用すること。
- ④農業集落排水の使用料についても公共下水道料金体系に準拠すること。
- ⑤公衆浴場用の使用料についても同じく公共下水道料金体系に準拠すること。

※参考【現行下水道使用料と各改定後との比較表】(※金額は税抜き)

水量区分(m ³ /月)		現行単価 (円/m ³)	1回目改定(R8年4月～)			2回目改定(R11年4月～)		
			改定単価 (円/m ³)	改定率 (現行比較)	改定額 (円)	改定単価 (円/m ³)	改定率 (現行比較)	改定額 (円)
基本使用料		550	675	23%	125	850	55%	300
従量 使用料	1～5 m ³	0	20	-	20	40	-	40
	6～10 m ³	44	50	14%	6	50	14%	6
	11～20 m ³	84	100	19%	16	110	31%	26
	21～30 m ³	104	125	20%	21	155	49%	51
	31～100 m ³	129	160	24%	31	190	47%	61
	101～500 m ³	154	190	23%	36	230	49%	76
	501 m ³ ～	199	235	18%	36	270	36%	71
20m ³ /月使用料		1,610	2,025	-	-	2,400	-	-

2 附帯意見

- ①公共下水道は、市民共有の財産で社会的意義の大きなインフラであり、将来にわたり犬山に住む人々の安心安全な生活の実現に必要な不可欠なものであることを改めて認識し、持続的かつ安定した事業経営に努めること。
- ②使用料改定の施行に当たっては、下水道使用者へ現状や必要性など、わかりやすい説明を心掛け、十分な理解を得られるよう努めること。
- ③今後も審議会等で定期的な検証を行い、経済状況の変化を反映した見直しを実施すること。
- ④常に公営企業としての下水道事業継続への理解と協力を市民、企業から得て進めて行く意識を持つこと。
- ⑤次回経営戦略の見直し時（令和11年度）では、事業者の経営努力への取り組みについての検証を行い、それらを踏まえ議論すること。

令和6年度「犬山市下水道事業経営戦略改定審議会」委員

No	氏名	所属等	備考
1	岡田 和明	名古屋経済大学 特任教授・地域連携センター長	第1号 学識経験者
2	奥村 好樹	犬山商工会議所 専務理事	第2号 公共的団体等の構成員 第3号 犬山市公共下水道の使用者
3	水谷 隆一	公益財団法人愛知県都市整備協会 常務理事兼まちづくり事業部長	第1号 学識経験者
4	今枝 稔幸	令和6年度 羽黒地区町会長会 会長	第2号 公共的団体等の構成員
5	森岡 万朱衣	犬山市婦人会連絡協議会 会長	第2号 公共的団体等の構成員 第3号 犬山市公共下水道の使用者
6	榊 祐輔	令和6年度 前原台自治会施設委員長	第4号 市長が必要であると認める者

令和6年度「犬山市下水道事業経営戦略改定審議会」開催概要

回	開催日	会議名	内容
1	令和6年 7月29日	第6回犬山市 下水道事業経営 戦略改定 審議会	諮問 審議事項 (1)経営戦略の見直し内容 (2)収支ギャップ解消の取り組み (3)現在の使用料体系の確認
2	令和6年 10月4日	第7回犬山市 下水道事業経営 戦略改定 審議会	審議事項 (1)経営戦略・ロードマップ素案 (2)使用料改定案の審議
3	令和6年 11月29日	第8回犬山市 下水道事業経営 戦略改定 審議会	審議事項 (1)使用料改定案の再審議 (2)経営戦略(案)の確認 (3)ロードマップ(案)の確認 (4)パブリックコメント(案)の確認
4	令和7年 2月3日	第9回犬山市 下水道事業経営 戦略改定 審議会	審議事項 (1)パブリックコメントの結果について (2)経営戦略改定、ロードマップについて (3)最終答申案について
5	令和7年 2月18日	最終答申	審議会から市長への答申